人権教育の現状と課題

指導 滝沢 美佐子 教授

国際学研究科 国際協力専攻 211J1056 林 美穂

目次

はじめに	••••1
第 1 章 国連による人権教育の推進	•••••2
第 1 節 世界人権宣言とウィーン宣言	$\cdots \cdots 2$
第2節 国連による人権教育の推進	••••6
1「人権教育のための国連 10 年」行動計画(1995 年~2004 年)	6
2 国連による人権教育のための実践活動	••••9
第 3 節 第 1 フェーズ行動計画と第 2 フェーズ行動計画	••••11
第 4 節 人権教育の総括と課題	••••12
第2章 ユネスコとユニセフによる人権教育	·····13
第 1 節 ユネスコの教育	·····13
第 2 節 ユニセフの教育	••••15
第 3 章 日本の人権教育	17
第 1 節 日本独自の差別の歴史	$\cdots 17$
第 2 節 文部科学省	$\cdots 20$
第 3 節 関東地方の小学校の道徳授業例	$\cdots 23$
第 4 節 道徳教育の中の人権教育	$\cdots 26$
第 5 節 国際機関と日本の人権教育	$\cdots 29$
1 影響	• • • • • • • 29
2 課題	• • • • • • • 31
おわりに	3 2

文献目録

日本では長い間、差別やいじめがなくならない。日本は差別意識が強く残る風土だといえる。部落、在日朝鮮・韓国人問題などの人権教育を受けても、ネットいじめのように新しい形に変化して続いている。外国人や障碍者差別もなくならないこの状況を変える一つのきっかけとして、人権教育が挙げられる。日本と対照的な例として、フィンランドの学校では子供の自主性を伸ばす教育が行われており、人権を尊重した学校環境が整っている。日本では知識暗記型の教育が行われているが、人格形成期にこのような教育を受けていても人権意識が育つとは限らない。人権教育も知識暗記教育のように差別の歴史という知識を教えるだけでは、他者を思いやる人権意識は育たず、差別や格差を助長する原因になると考えられる。人権意識向上には、知識教育とは別に人権教育的導入が必要である。

国連や国際機関が人権教育を推進したが、日本の文部科学省から各都道府県の学校現場への伝達が国連の理想通りに行われていないようである。国際機関の活動とその目的が地方の現場に届き、より高い効果を出すには、どうすればよいか。日本の文化特徴という背景もその障害になっている可能性がある。

国連の推進する人権教育を日本の人権教育を通して実現し、子どもの人権意識を高めるためには、受験勉強のような知識暗記型教育から、児童自ら考えられる人権教育や PISA 型教育が重要である。

人権は、性別、人種、家柄などの属性や思想・心情に関係なく、個々人の市民的・政治的自由及び社会的権利を法という形で国家に約束させ保障するものである。その人権は、国際的実施、国内的実施の双方を回路として現場において実現される。人権教育は後者の国内的実施の一つの手法ともいえる。

人権に関する法的文書でそもそも人権教育について規定しているのは、1948 年の世界人権宣言第 26 条 2 項である。同第 26 条 2 項では、「教育の目的としての人権及び基本的自由の尊重」を挙げている。1993 年には世界人権会議で採択され、人権の普遍性を再確認したことで知られるウィーン宣言および行動計画は、人権教育の推進を明記した。これを受けて国連は 1995 年から 2004 年まで「人権教育のための国連 10 年」を規定し人権教育のための世界計画を設けた。その後、第 1 フェーズおよび行動計画が 2005 年~2009 年まであり、第 2 フェーズおよび行動計画は 2010 年~2014 年までとなっている。その影響を受けて文部科学省も 1995 年に人権教育のための国連 10 年推進本部を設置し、1997 年に推進本部より国内行動計画が発表され、各県で人権教育が実施された。

人権教育は、日常の中の差別や人権問題の改善につながる可能性を秘めている。日本の一般市民の人権意識は決して高いとはいえない。他国の人権問題をはじめ、日本では福島第一原発事故による放射能汚染問題などをメディアで報道することも少なく、選挙の投票率も低い。日本の義務教育では道徳教育の単元において在日朝鮮・韓国人差別や部落差別、学校でのいじめについて習うが、そのような知識が実際の生活において人権意識を伴った行動に結びつかないこともある。人権について歴史や知識を教えるだけでは行動に表れに

くい。そのため、人権意識をいかに高める効果を狙った内容となっているかを検討する必要がある。

本論文では人権教育について国際機関の人権教育の内容と、日本の教育行政並びに現場における取り組みを比較して日本の人権教育の改善点を見出すことを目的とした。以上の問題意識に立ち、本論文は以下の構成で進められる。

第 1 章では国連による人権教育の推進について記述した。世界人権宣言を第一歩とし、これをうけて採択された「ウィーン宣言および行動計画」と「人権教育のための国連 10 年」、その後の 2 次にわたる行動計画を論じた。

第2章では、国連とは異なる国際機関であるユネスコ、国連の下の自立的補助機関であるユニセフによる人権教育について述べた。そして第1章で述べた国連人権教育の10年との関連性を確認した。ユネスコは1974年の「国際理解・協力・平和のための教育と人権・基本的自由のための教育に関する勧告」を出発点とし、国連に先立ち人権教育を推進してきた。ユニセフも先進国においては国際理解教育を中心に活発に活動している。子どもの権利条約に基づいて子どもの権利を普及する中で人権教育に関わる部分もある。

第3章では日本の人権教育について記述した。日本の人権教育について述べた上で、文部科学省が策定した国内行動計画と 2008 年からの学習指導要領を取り上げた。さらに「人権教育のための国連 10 年」など一連の計画は日本の人権教育に影響を与えたかどうか、教育現場の意見を参考にした。小・中学校では道徳教育の時間が多く、一環として人権教育を行うこともあるため道徳の授業を参考とした。人権、道徳教育は小・中学校にあたる初等・中等教育の時に行うと高い効果が得られるため、義務教育(小・中学校)の人権教育のみを対象とした。その上で国連や他の国際機関による国際的な人権教育の取り組みとも比較した。最後に、日本の人権教育の課題を提示した。

参考文献

邦文文献 (アイウエオ順)

書籍・論文

アンドレオポーロス・ジョージ、ピエール・クロード・リチャード編著(黒沢惟昭監訳)、 ウペンドラ(1999)『世界の人権教育:理論と実践』明石書店

阿部謹也(2001)『学問と「世間」』岩波新書

阿部謹也(1995)『「世間」とは何か』講談社

ヴォルフガング・ベネディク、中坂恵美子、徳川信治編訳(2010)『ワークアウト国際人権法"人権"を理解するために』東信堂

大沼保昭(2006)『国際条約集』有斐閣

鴻上尚史(2009)『「空気」と「世間」』講談社

パウロ・フレイレ、三砂ちづる訳(2011)『新訳被抑圧者の教育学』亜紀書房

福田誠治(2005)『競争しなくても世界一 フィンランドの教育』

横田洋三 編(2010)『国際社会と法―国際法・国際人権法・国際経済法』有斐閣

雑誌

生田周二(2007)「人権と教育: 人権教育の国際的動向と日本的性格」シリーズ・21世紀の人権:8部落問題研究所

木ノ脇悦郎(2005)「『人権教育のための国連 10 年』をめぐる最近の動向」関西学院大学 人権研究第 9 号

中道基夫(2006)「人権教育のための世界プログラム」関西学院大学人権研究第 10 号

資料 (公文書)

群馬県教育委員会(2003)「群馬県の人権資料」 群馬県沼田市立池田小学校(2006)「道徳教育全体計画例」 群馬県沼田市立池田小学校(2012)「平成24年度 道徳地区推進構想図」 中央教育審議会初等中等教育分科会教育課程部会(2006)「審議経過報告」 文部科学省(2008)『小学校学習指導要領解説 道徳編』東洋館出版社

ホームページ

人権教育のための国連 10 年(1995 年~2004 年)行動計画

ABC: 人権を教える-小中高校向けの実践活動 2004年

人権を教える 初・中等教育用実践ガイド 1993年

http://unic.or.jp/unic/pr pamphlets brochures/#entry170(2012/7/7)